

「五月が丘まるごと展示会」会則

第1条 (名称)

本会の名称を「五月が丘まるごと展示会」と称す。

第2条 (入会資格)

1. 入会資格は、この会の目的に賛同した者で、原則として五月が丘団地内に在住し、当団地内の自宅等において展示の開催が可能な者。
2. 尚且つ、委員会で承認を受けた者。
3. 五月が丘団地外の入会希望者については、五月が丘団地内に展示場を確保できていること、並びに商売目的の展示でないこと。

第3条 (目的及び事業)

1. 本会は、まるごと展示会の開催を通して、会員相互の親睦を図ること。
2. 本会は会の目的を達成するため、次の事業（活動）を行う。
 - (1) 「五月が丘まるごと展示会」 原則年1回、5月1日～3日に開催する。
 - (2) 「オークション」「バザー」 随時開催

第4条 (世話人)

1. 本会運営のために次の世話人を置く。世話人の任期は原則2年とし、再任を妨げない。
2. 世話人と職務

世話人	2名	本会を代表して会を総括する。
世話人補佐	若干名	世話人を補佐し、本会のスムーズな運営を行う。
会計	1名	本会の会計を行う。
監事	1名	本会の会計を監査する。

第5条 (会員)

本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員（以下、会員と言う） 入会資格に沿って、五月が丘団地内にて展示会等を開催する者。
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人及び団体・法人とする。

第6条 (会費)

会員は、以下に定める年会費を納入する。

1. 正会員 3,000円（但し、休会者を除く）
2. 賛助会員 3,000円以上

第7条 (退会)

会員は、退会届を世話人に連絡し、任意に退会することが出来る。

- 第8条 (休会)
会員は、休会届を世話人に連絡し、休会することが出来る。
- 第9条 (総会)
1. この会の総会は、会員で構成し、年2回開催する(年度末、並びに12月)。ただし、必要がある場合は、世話人の判断で臨時に開催できる。
 2. 総会は、会員の過半数の出席をもって開催できる。
 3. 総会では以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更、事業(活動)等の方針
 - (2) 会の解散
 - (3) 事業報告並びに収支決算報告
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) その他会の運営に関する重要事項について
- 第10条 (世話人会)
世話人会は、年3回以上開催する。
世話人会では、総会の議決を必要としない事項の執行、及び事業(活動)の運営に関して決めていく。
- 第11条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年6月1日～5月31日までとする。
- 第12条 (罰則)
会員が本会の運営を阻害し、又は本会の対面を著しく毀損し品位にもとる行動があった場合は、世話人会の過半数をもって除名できる。
- 第13条 (慶弔)
本会としては、会員の私生活に及ぶところまでは関わらない。
- 第14条 (委任)
この会則に定めのない事項は世話人会の承認を経て、世話人が別に定める。
- 第15条 (変更)
この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。
- 第16条 (付則)
この会則は平成21年8月1日から運用する。

制定 平成21年7月31日